

京都市自然風景保全条例に基づく許可の審査基準

京都市自然風景保全条例（以下「条例」という。）第9条及び第14条の規定による許可の審査基準は、条例第12条並びに京都市自然風景保全条例施行規則（以下「規則」という。）第7条及び第8条に定めるもののほか、次のとおりとする。なお、この審査基準において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

1 条例第12条第1号カに規定する「自然風景に悪影響を及ぼさないこと」の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 現状変更行為により改変された部分（以下「改変部」という。）が樹林によって遮られることにより、又は地形的な条件により市街地、主な集落地及び街道沿いから容易に見えないこと。
- (2) 山並みの稜線を改変しないこと。
- (3) 自然地形を生かして宅地、道路等を配置することにより改変部を最小限とするとともに、既存の木材をできる限り保存すること。
- (4) 現状変更行為により生じる法面には、自然回復緑化（速やかに周辺の自然風景に同化するような緑化手法）を行うこと。

2 条例第12条第2号イに規定する「建築物等の位置、規模、形態及び意匠が自然風景に悪影響を及ぼさないこと」の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 建築物等が、樹林によって遮られることにより、又は地形的な条件により市街地、主な集落地及び街道沿いから容易に見えないこと。
- (2) 建築物等の形態、意匠及び色彩が周囲の樹林地に溶け込むものとする。

3 規則第8条第1号及び第2号に定める「造成緑地内における植栽に係る植栽物の種類及び配置が当該造成緑地の周辺の植生と不調和でないこと。」及び「植栽物を良好に育成するための具体的な措置が定められていること。」の審査基準は次のとおりとする。

- (1) 植栽計画は、条例第6条に規定する自然風景保全計画（以下「保全計画」という。）に基づき、計画区域及びその周辺の土地において、次に掲げる項目について調査を行ったうえで作成したものであること。
 - ア 現況の樹種、樹齡、植生分布及び密度
 - イ 地形の特徴、表層地質及び土壌の特性
 - ウ その他、地域特性として必要と認められるもの等

- (2) 造成緑地は、残存緑地と連続し、調和するように配置されていること。

- (3) 造成法面の勾配は、概ね傾斜角度30度以下であること。
ただし、切土法面の勾配は、地形、地質、規模、眺望等の条件により高木の植栽が不適当であり、かつ低木の植栽又は種子の吹付けが可能であると市長が認めるときは、この限りでない。
- (4) 植栽土壌は、植栽物が良好に成育するものであること。
- (5) 現状変更行為により生じる法面には、自然回復緑化を行うものであること。
自然回復緑化の仕様は、次のとおりであること。
ア 保全計画に基づき、周辺の植生と不調和とならない樹種の苗木を植栽すること。
ただし、地形、地質、規模、植栽基盤等の状況により苗木の植栽のみでは不適当と判断される場合には、木本の種子の吹付けを合わせて行うこと。
イ 苗木の植栽密度は、周辺の植生の状況と調和する密度とすること。
ウ 造成面における苗木の植栽配置（配植）は、画一的、規則的な配置ではないこと。
- (6) 建築物等の遮蔽を目的とする緑化にあつては、植栽当初から周辺の自然風景と不調和とならない中高木により密に緑化するものであること。
- (7) 現状変更行為により生じる法面の安定のために必要があるときは、吹付け播種により草本緑化を行うものであること。（牧草種の吹付けは、表土の流出を防ぐ必要が認められるところに限ること。）
- (8) 植栽物を良好に育成するための維持管理計画（灌水、追播、補植、追肥、除伐、除草、下草刈等）が定められていること。